## サービスごとの加算の届出の考え方(令和7年度4月版)

## 1 届出の考え方

サービス名	届出の考え方			
	■令和7年4月1日算定の加算に係る体制届出の提出期限			
	令和7年4月1日(火)			
各サービス共通事項	(※電子申請(ロゴフォーム)又は郵送(提出期限当日の消印有効)にて提出、メー			
【重要】	ルはご遠慮ください。)			
	■次ページ以降の「注意事項(各サービスの取り扱い)」を確認し、必要な届出を行って			
	ください。			
訪問介護	■業務継続計画未策定減算について			
訪問入浴介護				
訪問看護	左記のサービスにつきましては、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続			
訪問リハビリテーション	計画を策定していない場合は減算が適用されます。業務継続計画策定の有無について、			
福祉用具貸与	「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の <b>「減算型」もしくは「基準型」にチ</b>			
定期巡回 • 随時対応型訪	<b>ェック</b> し、令和7年4月1日(火)までに届け出てください。			
問介護看護	なお、居宅介護支援及び介護予防支援につきましては、届出の必要はありませんが、			
夜間対応型訪問介護	他サービスと同様に、業務継続計画が未策定の場合には、 <b>減算が適用</b> されます。			
【重要】				
	■身体拘束廃止未実施減算について			
短期入所生活介護				
短期入所療養介護	左記のサービスにつきましては、身体的拘束等の適正化のための措置として、以下の			
特定施設入居者生活介護	a~dに掲げる措置を講じていない場合は減算が適用されます。「介護給付費算定に係			
(短期利用型)	る体制等に関する届出書」の <b>「減算型」もしくは「基準型」にチェック</b> し、令和7年4			
小規模多機能型居宅介護	月1日 (火) までに届け出てください。			
認知症対応型共同生活介				
護(短期利用型)	a 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに			
地域密着型特定施設入居	緊急やむを得ない理由を記録すること。			
者生活介護(短期利用型)	b 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると			
看護小規模多機能型居宅	ともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。			
介護	c 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。			
【重要】	d 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以			
	上実施すること。			

## 2 注意事項(各サービスの取扱い)

2	注息事項 (合サービスの取扱い サービス種類	<u>′</u> 変更点	既存事業所の取扱い
	11:訪問介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:減算型」と
1	12:訪問入浴介護	「業務継続計画策定の有無」	みなす。
	13:訪問看護	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	   14:訪問リハビリテーション	「1:減算型」	
	   17:福祉用具貸与	「2:基準型」	
	62:介護予防訪問入浴介護	を新設	
	63:介護予防訪問看護		
	64:介護予防訪問リハビリテーシ		
	ョン		
	67:介護予防福祉用具貸与		
	76:定期巡回・随時対応型訪問介		
	護看護		
	71:夜間対応型訪問介護		
	A2:訪問型サービス(独自)		
	21:短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:減算型」と
	22:短期入所療養介護	「身体拘束廃止取組の有無」	みなす。
	23:短期入所療養介護		
	2 A: 短期入所療養介護	「1:減算型」	
2	27:特定施設入居者生活介護(短	「2:基準型」	
	期利用型)	を新設	
	24:介護予防短期入所生活介護		
	25:介護予防短期入所療養介護		
	26:介護予防短期入所療養介護		
	2 B:介護予防短期入所療養介護		
	73:小規模多機能型居宅介護		
	68:小規模多機能型居宅介護(短		
	期利用型)		
	38:認知症対応型共同生活介護		
	(短期利用型)		
	28:地域密着型特定施設入居者生		
	活介護(短期利用型)		
	77:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護)		
	79:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護・短期利用型)		
	75:介護予防小規模多機能型居宅		
	介護		
	69:介護予防小規模多機能型居宅		

介記	護(短期利用型)	
3	9:介護予防認知症対応型共同生	
活	介護(短期利用型)	